

2012. 3. 19

制度的観点から見たTPP

東京大学教授

小寺 彰

TPP交渉の分野及び内容

TPP協定交渉では24の作業部会が設けられているが、これらの部会は「首席交渉官会議」のように特定の分野を扱わないものや、「物品市場アクセス」(工業)、「物品市場アクセス」(繊維・衣料品)、「物品市場アクセス」(農業)のように、分野としては一つに括りうるものも含まれている。このような会合を整理すると、分野としては21分野となる。また、作業部会ごとに協定テキストの「章立て」が行われるとは限らず、今後の交渉次第で複数の作業部会の成果が一つの章に統合され、または、「分野的横断事項」作業部会のように作業部会の成果が複数の章に盛り込まれる可能性もある。

<p>(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>			<p>(2) 原産地規則</p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>	<p>(3) 貿易円滑化</p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>	<p>(4) SPS(衛生植物検疫)</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(5) TBT(貿易の技術的障害)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>
<p>(6) 貿易救済(セーフガード等)</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>			<p>(7) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手續等のルールについて定める。</p>	<p>(8) 知的財産</p> <p>知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>	<p>(9) 競争政策</p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>	<p>サービス</p> <p>(10) 越境サービス</p> <p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>
<p>サービス</p>			<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15) 投資</p> <p>内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手續等について定める。</p>	<p>(16) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>	
<p>(11) 商用関係者の移動</p> <p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手續等に関するルールを定める。</p>	<p>(12) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(13) 電気通信サービス</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>	<p>(20) 協力</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(21) 分野横断的事項</p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>	
<p>(17) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>			<p>(18) 制度的事項</p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>			

TPPとは？

- TPP=経済連携協定:EPA(自由貿易協定:FTA)



- 市場アクセス(貿易・投資)が中心。
- ルールは二国間EPAより充実するが、当初9ないし11カ国のため限界:WTOは「法律」、EPAは「契約」

いくつかの論点(1): 投資・サービス

- 日本の自由化は進んでいる。→焦点は、途上国の自由化
 1. 投資自由化: 日本はほとんど問題にならない。
 2. 投資ルール: 国営企業の扱いが重要
日本では簡保、NTT等が問題化するが、
主なターゲットはベトナム(そして中国)

いくつかの論点(2): ISDS

- 企業対国家の仲裁手続
- 日本のEPA・投資協定で広く採用。

利点

1. 日本企業の海外での活動の保護
2. 国家の措置についての条約に照らしての説明責任の確保

問題点

1. 社会政策(環境保護等)への適切な対応の必要性



仲裁対象について適正な限定化の必要

いくつかの論点(3):その他

- 健康保険:交渉の対象外。ただし、医療関係事項(たとえば薬価)は議論される可能性あり。
- 人の移動:単純労働者については議論される可能性はない。各国ともセンシティブ。
- 分野横断的事項:規律の直接的な調和ではなく、外国人も参加する審議会設置やパブリック・コメント制の導入等の組織導入による、間接的な法令調和の実現

結び

- 農産品輸入以外は日本には大きな影響はない。
- マレーシア、ベトナム等の途上国については、電気通信制度や金融制度の改変を迫る可能性が大きい。
- 日本国にとって何が重要かという視点の必要性